

湖南省立三雲小学校 いじめ防止基本方針

～いじめを許さない三雲小学校をめざして～

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) 「いじめ」とは・・・

(二) 定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。（いじめ防止対策推進法 第2条）



上記の定義をふまえて、「いじめは、どの学級においても、どの子どもにも起こりえるものである」という認識の基、子どもが心身に苦痛を感じているかどうかの見極めが重要である。そのために「いじめ」を受けた子どもの側に立ち「いじめ」問題に毅然と立ち向かっていく教職員集団の確立をめざす。

(2) 「いじめ」の基本認識

「いじめ」問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にどのような特質があるのかを十分に認識し、理解しなければならない。以下に教職員が理解すべき「いじめ」の特質を示す。

【「いじめ」問題の特質】

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されるものではない。
- ③ いじめは、大人に気付かれない所で行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめた側に問題がある。
- ⑤ いじめは、その行為により暴行、名誉毀損、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、学校・家庭・社会が一体となって取り組むべき問題である。

2. 未然防止

「いじめ」問題においては、「いじめが起こらない、起こさせない学級・学校作り」が、極めて重要である。そのために子どもたち同士が豊かな心を持ち、好ましい人間関係を築いていく必要がある。そうすることで、支持的風土を持った学級・学校へと変容していくのである。

(1)学級・学校における支持的風土の構築

①自尊感情を高める

- ・授業での子どもたちが何でも言い合える雰囲気作りに努める。そのためには、子どもの発言一つひとつを認める教師の姿勢が肝要である。
- ・自尊感情を高めるワークショップ等の実施。

②人間関係の構築に努める

- ・ソーシャルスキルトレーニング、エンカウターの実施。
- ・「きらりさん」「いいこと見つけ」などを帰りの会などで実施。

③委員会、クラブ活動の充実

- ・子どもが主体的に活動できる取り組みを実施していく。

④生活のめあて、いじめをなくそうサミットアピール文の広報活動

- ・学級掲示、掲示板掲示をするだけでなく、何かトラブルや問題が起きた際にその都度アピール文を確認するなどの手立てをしていく。

(2)命や人権を尊重する豊かな心を育てる

①人権教育の充実

- ・部落差別問題学習や人権に関わる学習を学級活動の時間に位置づける。学級活動のカリキュラムの見直しをする。

②道徳教育の充実

- ・心のノートの活用や道徳の時間の充実を図る。

(3) 同僚性の高まり・協働体制の強化

① 報告・連絡・相談（ほう・れん・そう）

- ・どんなに些細なことでも、学年主任、生指主任、管理職に報告し組織で対応にあたる。一人で抱え込まないで!!

② 学年部会の充実

- ・学年部会を定例化し、ルーティーンワークとして子どものことを気軽に話せる雰囲気作りに努める。とにかく子どものことを語りましょう!!

(4) 保護者への働きかけ

① 保護者への発信

- ・道徳の時間の授業や学級活動における「いじめ」「仲間外し」を主題とした授業を保護者の方に参観してもらおう。
- ・学年通信、学級通信、保護者向け文書等を通じて学級・学年、全校的な取り組みを紹介し、発信する。

② 訪宅活動の推進

- ・些細なことでも、保護者と顔をつきあわせて話すことで、保護者の方に安心感を持ってもらうことにつながる。→生指、管理職も時に共に訪宅する

(5) 「いじめ」の態様の理解

① 冷やかしやからかい

→脅迫、名誉毀損、侮辱

② 仲間はずれ、集団による無視

→刑罰法規はないが毅然とした態度で

③ 軽く叩かれたり、ぶつかられたり、蹴られたりする

→暴行

④ ひどく叩かれたりぶつかられたり、蹴られたりする

→暴行、傷害

⑤ 金品をたかられる

→恐喝

⑥ ものを隠されたり、壊されたりする

→窃盗、器物破損

⑦ 恥ずかしいこと、嫌なこと、危険なことをされたり

→強要、強制わいせつ

させられたりする

⑧ パソコン、スマホ、携帯、ゲーム機などで誹謗中傷や

嫌なことを書かれる

→名誉毀損、侮辱

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 県警のサイバー課による出前授業や、全校集会での周知など、パソコンやスマートフォン等を利用したいじめ防止と啓発
- ・ 長期休業前の、保護者への啓發文書配布
- ・ 湖南省スマホ使用3か条の周知



湖南省スマホ使用3ヶ条

- ① 個人情報流さない(犯罪防止)
- ② 仲間も自分も大切にできていますか?
ん?!送る前に内容を確認しましょう!!(いじめ防止)
- ③ 使用時間守ります(夜10時以降は使いません)

湖南省教育委員会 湖南省PTA連絡協議会 湖南省小中学校校長会 湖南省生徒指導主任主事会 「早寝早起き朝ごはん」推進校

↑小学生は夜9時

3. 早期発見・早期解決に向けた取組

(1) 子どもたち一人ひとりを共感的に理解する

①カルテ、日記等で理解する

- ・子どもの言動を記録する「カルテ」や学校外での様子を理解する「日記」などを行うことで子どもの小さな心の動きに気づき捉える。

②家庭での様子の聞き取り

- ・保護者と話すことで、家庭連携を図っていく。家庭での様子や学校外での様子の理解に努める。

③教育相談「ちょっとお話タイム」の実施

(2)相談しやすい環境整備

①教育相談の実施

- ・教育相談の定期的な実施をしていく。（「ちょっとお話タイム」）

②アンケートによる把握

- ・必要に応じて「いじめに関するアンケート」を行い、直接教師に相談できなくてもアンケートで思いを伝えることができるようにする。

③子どもとの信頼関係の構築

- ・日頃から、子どもたちを理解することに努め、子どもとの信頼関係を構築しておく。
- ・担任だけでなく特に養護教諭・生徒指導主任・フリーの教師が子どもとパイプを作っておく。

(3) 生徒指導体制、組織の強化

① 迅速な対応

- ・「いじめ」に関わる事案が報告された時に、すぐに学年主任・生指主任・管理職で協議して対応を迅速に決定し対応を図る。

② 組織での対応

- ・「いじめ」事案の起こった学級担任だけでなく、学年主任、生徒指導推進委員会、管理職が組織として対応にあたる。

③ 生徒指導推進委員会の充実

- ・「いじめ」に関わる事案については、生徒指導推進委員会で取り上げて全職員に周知し、共通理解を図る。
- ・「いじめた側」「いじめられた側」共に、全職員で見ていく姿勢をとり、声かけ、励まし等全職員で解決に取り組む。

④ 関係機関との連携

- ・必要があれば、教育委員会、各種団体や専門家と協力して解決に取り組む。

⑤ 家庭との連携強化

- ・「いじめ」事案が発生した時には、普段以上に密に連絡をして家庭に不安感を与えないようにする。必ず訪宅して顔を合わすこと。

⑥ ぶれない対応

- ・教師によって対応が異なるのでは、子どもの信頼が得られないのでどの教師も同じ対応をしていく。特に、いじめを行った子どもに対しては、毅然とした態度で指導していく。

(4)いじめの解消について

いじめ解消の2要件

- ・ いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ・ いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと
加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い確認する

(5)特に配慮が必要な児童について

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童
- ・ 外国籍の児童や海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つ児童
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童
- ・ 東日本大震災等により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

(6)重大事態への対処について

①重大事態の定義

- ・ いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・ いじめにより相当の期間（30日をめやす）学校を欠席することを余儀なくされたとき
- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

②重大事態の報告

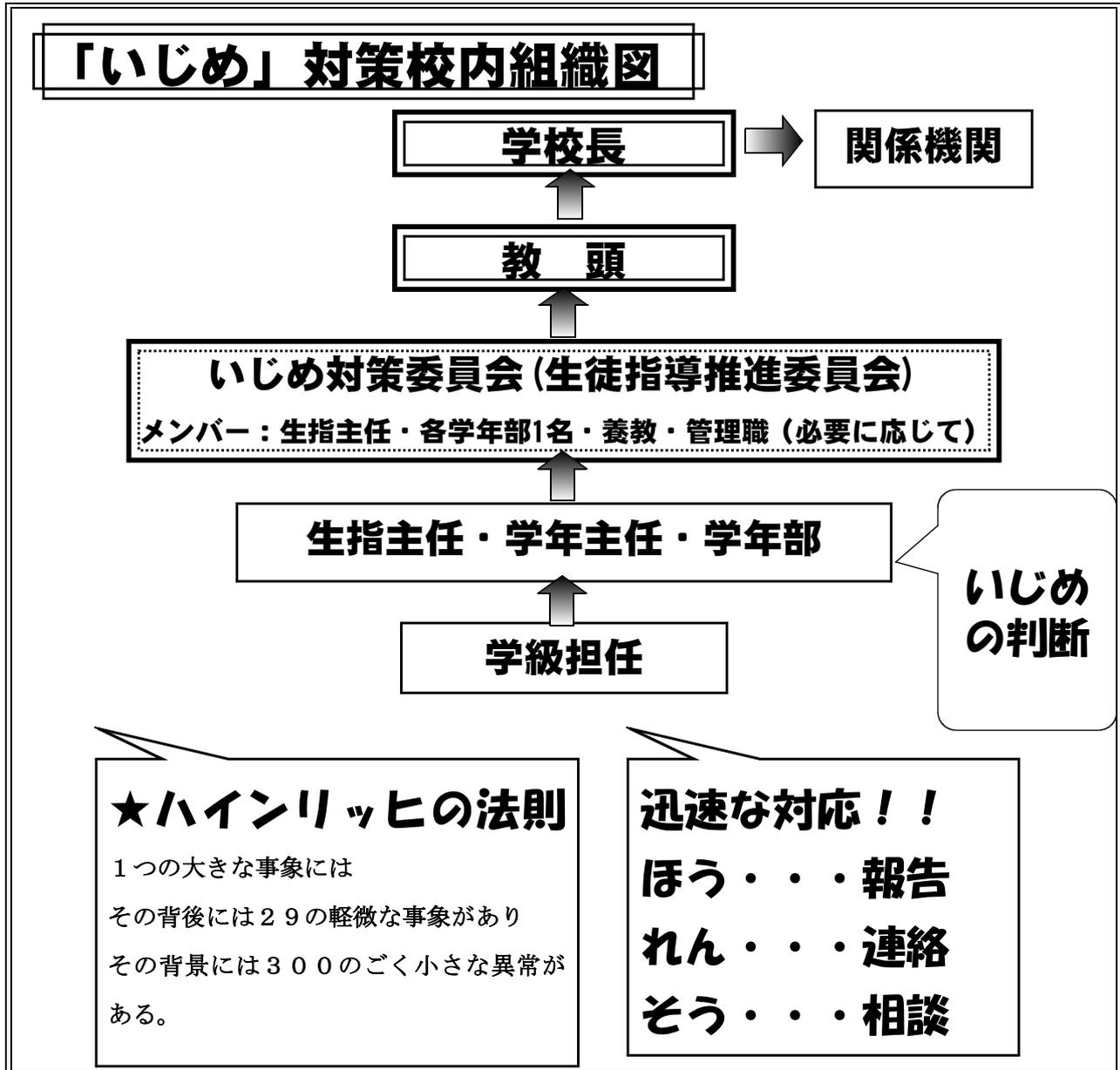
- ・ 教育委員会への報告

③調査の実施

- ・ 第三者を加えた調査

4. 「いじめ」問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ」対策のための校内組織



(2) 「いじめ」起きた時の基本的な流れ

